

12月3日～12月9日は「障害者週間」です

12月3日から12月9日の1週間は「障害者週間」です。国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会・経済・文化など、あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

◆障害者手帳の種類

障害者手帳には「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

- ・身体障害者手帳
視覚障害、聴覚障害、肢体不自由や、心臓・じん臓・呼吸器などの内部障害等をお持ちの方に交付されます。
- ・療育手帳
先天的に理解力や判断力が弱かったり、人や環境になじみにくかったりして生活に支障がある知的障害をお持ちの方に交付されます。
- ・精神障害者保健福祉手帳
統合失調症やうつ病など精神の病気により、長期にわたって日常・社会生活に支障がある方に交付されます。

◆障害者の福祉制度

障害者に対する福祉制度には、次のようなものがあります。ここで紹介しているものは一部です。所得や障害の程度・種類などによって、対象とならない場合もあります。詳しい対象要件や事業内容は、社会福祉課へお問い合わせください。

事業名	事業の概要	対象者	窓口
税の減免	・市県民税、所得税、相続税などの障害者控除 ・自動車税（環境性能割、種別割）、軽自動車税（環境性能割、種別割）の減免	要件に当てはまる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	※税の種類によって異なります 税務徴収課、太田税務署、常陸太田県税事務所
補装具の交付・修理	補装具（義手、義足、装具、車椅子、補聴器等）の交付、修理に係る費用の一部を支給	身体障害者手帳所持者または難病患者等で、判定により補装具が必要と認められた方	・社会福祉課 社会福祉グループ ・各支所
日常生活用具の給付・貸与	障害に応じた日常生活用具（ストマ用装具・特殊寝台・入浴補助用具等）を給付・貸与	要件に当てはまる身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等所持者	
NHK受信料の減免	世帯の所得状況や障害の程度に応じて、受信料を半額または全額免除	●半額免除：視覚・聴覚、又は重度の障害者が世帯主かつ契約者の場合 ●全額免除：障害者がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合	
有料道路通行料金割引	身体障害者手帳や療育手帳所持者の有料道路の通行料金を割引（障害者一人につき事前に車を1台登録）	●第1種身体障害者・第1種知的障害者：障害者本人が運転、または同乗する場合 ●第2種身体障害者：障害者本人が運転する場合	
いばらき身障者等用駐車場利用証制度	障害者や難病患者の方などが、身障者等用駐車場を利用しやすくするための利用証を発行	要件に当てはまる障害者、高齢者・難病患者・妊産婦等で、かつ歩行困難な方	

事業名	事業の概要	対象者	窓口																
各交通機関の料金の割引	JR 旅客運賃・路線バス運賃・タクシー料金・航空運賃・大洗カーフェリー等の各交通機関の料金を割引	身体障害者手帳、療育手帳所持者（割引の利用方法等については各事業者へお問い合わせください）	・各事業者																
医療福祉制度（マル福制度）	病院などで診療を受けた時に支払う医療費の自己負担分を助成	身体障害者手帳1・2級及び内部障害3級または療育手帳①・Aの所持者、障害年金1級受給者	・医療保険課 医療・年金グループ ・各支所																
障害基礎年金	初診日が国民年金加入中の方や20歳前の病気・けがにより法律に定める障害の状態になった時に支給	国民年金の納付要件を満たしている方、または20歳以前から障害のある方で、障害の程度が法律に定める状態の方	・社会福祉課 社会福祉グループ ・こども課 ・各支所																
各種手当	特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅心身障害児福祉手当	要件に当てはまる障害があり、各手当の支給要件を満たす方	・社会福祉課 ・長寿福祉課 ・健康推進課 ・各支所 ・障害者基幹相談支援センター（社会福祉協議会内）																
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていると知らせることで援助を受けやすくするために、マーク及びカードを配布	市内在住または市内に通勤・通学していて、配布を希望する方	・社会福祉課 ・長寿福祉課 ・健康推進課 ・各支所 ・障害者基幹相談支援センター（社会福祉協議会内）																
日常生活を支援するサービス	・障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、就労移行支援等） ・障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等） ・地域生活支援事業（訪問入浴、移動支援等）	要件に当てはまる身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者（サービスによっては事前に「障害福祉サービス受給者証」の交付が必要です）	・社会福祉課 社会福祉グループ ・各支所																
日常生活の困りごとや障害福祉サービスの利用方法などについての相談を受けています	・メンタルサポートステーション きらり（精神障害の相談） 月～土曜【10：30～17：15】☎0295-72-5881 ・常陸大宮市障害者基幹相談支援センター（障害者手帳のあるなしにかかわらず受付） 月～金曜（祝日・年末年始を除く）【8：30～17：15】☎58-5015 ・身体障害者相談員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横塚 静江</td> <td>53-1587</td> </tr> <tr> <td>會澤 隆典</td> <td>53-7057 (FAX)</td> </tr> <tr> <td>大久保 眞知子</td> <td>56-2269</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関 多恵子</td> <td>52-1484</td> </tr> <tr> <td>篠田 美津江</td> <td>55-3570</td> </tr> <tr> <td>猿田 よう子</td> <td>53-3698</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	電話番号	横塚 静江	53-1587	會澤 隆典	53-7057 (FAX)	大久保 眞知子	56-2269	氏名	電話番号	関 多恵子	52-1484	篠田 美津江	55-3570	猿田 よう子	53-3698	・社会福祉課 社会福祉グループ ・各支所
氏名	電話番号																		
横塚 静江	53-1587																		
會澤 隆典	53-7057 (FAX)																		
大久保 眞知子	56-2269																		
氏名	電話番号																		
関 多恵子	52-1484																		
篠田 美津江	55-3570																		
猿田 よう子	53-3698																		

●「障害」の表記について●

心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について、法律用語、国の制度の名称、固有名詞のほかは、「碍（がい）」の字で表記しています。

■問い合わせ■

社会福祉課 社会福祉グループ ☎52-1111（内線：133、134、135）